

会計規則

第1章 総則

第1条 この規則は、規約第35条に基づき、会計事務に必要な事項を定める。

第2条 この県本部の会計年度は毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わるものとする。ただし、会計閉鎖期間を1ヶ月とする。

第3条 この県本部の会計を分けて一般会計、特別会計、基金会計とする。

第2章 予算及び決算

第4条 書記次長は毎年会計年度の予算案を作成し、中央執行委員会の議を経て大会に提出しなければならない。

第5条 予測し難い予算の不足に充てるため、予算に予備費を計上することができる。

第6条 予算の追加更正は中央委員会の議決を経なければならない。

第7条 予算の流用及び予備費の流用については中央執行委員会の承認を経なければならない。ただし、緊急を要するときは執行委員長が専決処理し、次期中央執行委員会の承認を経なければならない。

第8条 書記次長は毎年、前年度の決算書を作成し執行委員会の議を経て定期大会に会計監査の証明書を添えて報告しなければならない。

第9条 予算が成立するまでは中央執行委員会の議を経て暫定予算により執行する。

第3章 収入及び支出

第10条 組合費、救援資金は各単組毎にその月分を翌月5日までに書記局に納入しなければならない。

第11条 組合費、その他の収入は書記次長がその内容を審査のうえ、領収証を交付し、かつその控を整理保管しなければならない。

第12条 この県本部の経費はその目的を達するため、必要かつ最小限の限度で支出しなければならない。

第13条 総支部交付金は毎年10月、2月、5月にそれぞれ交付しなければならない。

第14条 中央執行委員長は予算を超えて支出命令を発してならない。

第15条 経費の支出をするときは正当な債権者の請求書に基づいて支出命令を発しなければならない。ただし支払の確定したもので中央執行委員長が認めたときは支払い調書、その他で支払い命令を発することができる。

第16条 特別の事由により受領証を徴収することができないときは中央執行委員長の支払証明によることができる。

第17条 中央執行委員長が必要と認めた場合は概算支出、立替支払をすることができる。ただし、事務終了後に遅延することなく精算しなければならない。

第18条 この県本部の金銭支出権限は予算外の債務負担をしたり、重要にして且つ多額の支出をしようとする場合は次の区分による。

(1) 中央委員会の決定を要するもの

- ① 1件 100万円以上の支出
- ② 1件 50万円の以上の負債

(2) 中央執行委員会の決定を要するもの

- ① 1件 100万円未満30万円以上の支出
- ② 1件 20万円以上50万円未満の負債

第19条 前条第1号の規定にもかかわらず緊急やむを得ない場合は、中央執行委員会が決定することができる。ただし、この場合は次期中央委員会の承認を得なければならない。

第4章 整理及び保管

第20条 現金の出納及び保管について書記次長がその責に任ずるものとする。

第21条 書記次長は必要な最小限の現金を除き、原則として労働金庫に預金しなければならない。

第22条 収入支出の各帳票書類は毎月予算科目にしたがい、編綴整理しなければならない。

第23条 書記次長は次に掲げる帳簿を備え付け、それぞれ記録整理しなければならない。

- (1) 現金出納簿
- (2) 予算差引簿
- (3) 補助簿
- (4) 備品台帳
- (5) 郵便切手、はがき受払簿
- (6) その他必要なる補助簿

第5章 特別会計及び基金会計

第24条 規約第32条、特別会計及び規約第33条による基金会計の予算、決算並びに収入支出は、一般会計に準じてこれを行う。

第25条 闘争基金など特に目的を定めて積み立てる基金を取り崩す場合又は他の会計に貸出しする場合は大会又は中央委員会の承認を得なければならない。

第26条 事業会計については、事業計画に基づく予算をたて、大会若しくは中央委員会の承認を経るものとする。

第6章 物品会計

第27条 物品を購入するときは見積書を提出させなければならない。ただし、価格が一定のもの、または軽微なものはこれを省略することができる。

第28条 備品はすべて備品台帳に登録しなければならない

第29条 前条の備品を廃棄処分する場合は中央執行委員会の議を経なければならない。

第30条 郵便切手は受払簿を備えて記録整理しなければならない。

第7章 会計監査

第31条 書記次長は次の事項について毎年3回以上の会計監査を受けなければならない。

- (1) 組合費、その他の収入状況
- (2) 予算施行の適否
- (3) 現金及び預金の確認
- (4) 消耗品使用の適否
- (5) 財産備品管理の適否
- (6) その他会計事務処理に関する事項は別に定める会計監査基準による。

第32条 書記次長は前条の監査結果を中央執行委員会に報告するものとする。

第33条 会計監査委員は監査の結果を大会及び中央委員会に報告しなければならない。

附 則

第34条 この規則に定めのない事項については、中央執行委員会がこれを定める。

第35条 この規則の改廃は、大会又は中央委員会の議を経なければならない。

附 則

この規則は、1981年11月1日より施行する。

地方自治研究会計運営細則

第1条 この細則は、県本部規約第32条により、政治資金の運営について定めるものとする。

第2条 この細則は、自治労綱領、運動方針の達成のため特別資金とする。

第3条 この資金は、特別会計とし、一般会計からの繰出金、臨時カンパ、その他をもってあてる。この繰入は中央執行委員会の議を経て、大会又は中央委員会の承認を

うけなければならない。

第4条 この資金は、自治労の綱領、運動方針にそった政治行動資金として、中央執行委員会の議を経て支出する。

第5条 この細則に明示しない事項は、中央執行委員会で決める。

第6条 この細則の改正及び廃止は大会で決める。

第7条 この細則は1973年8月1日から施行する。

会計監査基準

1（基本方針）

監査を行うにあたっては、県本部の事務事業が最小の経費で最大の効果をあげるようになされているかに重点をおき実施する。

2（監査の実施）

監査は次の事項に従って実施するものとする。

- (1) 実施場所、所要日数をあらかじめ通知する。
- (2) 総括監査は会計年度終了後1回行うものとし、その他随時監査を行う。
- (3) 事前に別に定める監査調書を3部提出させる。

3（監査の着眼事項）

監査にあたっては次の点に留意し実施するものとする。

- (1) 調定額及び収入額に誤りはないか。

- (2) 調定額は適切か。

- (3) 収入未済はないか。

- (4) 証憑書類は整備されているか。

- (5) 帳簿の記帳整理は適切か。

- (6) 不急不要の支出はないか。

- (7) 支出に際しては正規の手続きを了しているか。

- (8) 現金、預金の保管は適切か。

4（監査適用の範囲）

監査は一般会計及び特別会計、基金会計とも適用するものとする

5（監査の報告）

監査の報告は監査終了後会計監査委員協議のうえ報告するものとする。